

沙流ユーカラ街道シャトルバス

# 親子で地曳網体験

あつが

# @日高町厚賀漁港

XFD003

2014

**7/20**  
(日)

**旅行代金** (お一人様:大人、子ども同額)

# 2,500円

- 募集人員 20組 40名 (最少催行人員 20名)  
※お申込みは親子もしくは祖父母孫でお申込みください。  
お子様の年齢は5歳～15歳(中学生)といたします。
- 昼食 焼き魚、汁物、おにぎりなど
- 添乗員 同行しません。係員がご案内します。
- 料金に含まれるもの 体験料・食事代・入浴料
- 協力 ひだか漁業協同組合 厚賀漁協青年部・婦人部  
※天候によっては網が曳けない場合もございます。

**集合場所：札幌駅北口鐘の広場 (8:15 集合)**

札幌駅北口 (8:30) == むかわ四季の館 (休憩 / 約 10 分)  
== 日高町・厚賀漁港 (地曳網体験・昼食 / 約 120 分) ==  
=== 門別温泉とねっこの湯 (入浴・休憩 / 約 90 分) ==  
==== 日勝観光センター富川店 (買物) =====  
===== 札幌駅北口 (17:30 頃)

◆持ち物◆

- ・雨具 (少雨決行です)
- ・長靴 (砂浜で行います)
- ・着替 (網を曳く際に汚れる場合があります。)
- ・軍手

※モニターツアーの為、保護者の皆様にはアンケートのご記入をお願いしております。

★本チラシが最終行程表となります。

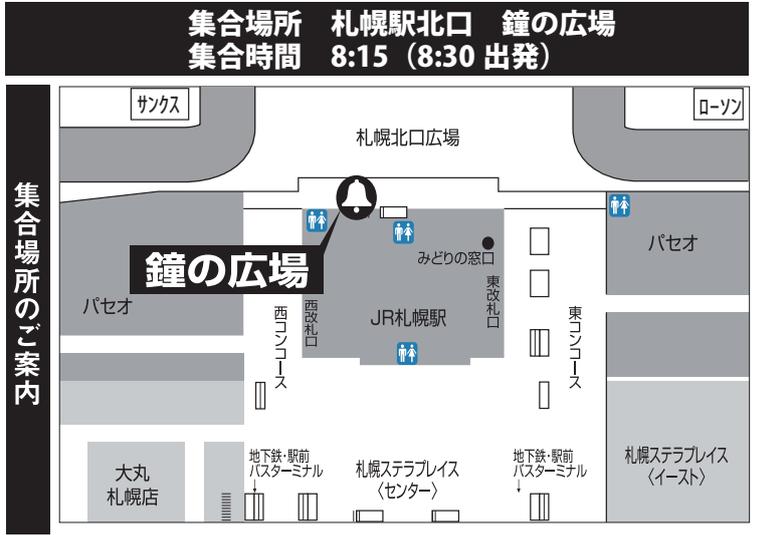
ツアーの内容につきましては、沙流ユーカラ街道活性化協議会より委託されている下記までお問合せ下さい。

お問合せ先 株式会社ノーザンクロス平取事務所 TEL 01457-2-3501 (平日 9:00 ~ 17:00)

※ノーザンクロス平取事務所ではツアーのお申込みを受け付けておりません。裏面の予約センターまでご連絡下さい。

沙流ユーカラ街道とは、日高管内を南北に縦断する国道 237 号につけられた愛称で、日高町富川の国道 235 号との交差点から日高町宮下町の国道 274 号との交差点までのことをいいます。このたび、沙流ユーカラ街道沿線の日高町と平取町の 2 町にまたがる観光を推進する「沙流ユーカラ街道活性化協議会」が、札幌発着のツアーの事業主体となり(株)シービーツアーズがモニターバスツアーとして企画・実施致します。ご参加の方々にはアンケートのご記入をお願いいたします。

本ツアーは、沙流ユーカラ街道活性化協議会よりバス代金の補助を受け実施しております。



※当日の受付は、係員が受付をいたしますので、鐘の広場でお待ち下さい。  
 ※出発時間等に変更がある時にはその都度ご案内します。  
 ※各行程、交通事情等の理由により到着時間等が多少変更となる場合があります。

## 最終行程表のご案内

### 日帰りコース

このパンフレットが最終行程表となります。(※一部コースを除く)

お申込みのご案内	●ご希望旅行名、出発日、参加人数、参加者全員の氏名、住所、電話番号をご連絡下さい。	●お電話でお申込み後、3日以内に旅行代金全額又はお申込み金を下記銀行送付金になるか現金書留又は直接ご来社の上お支払い下さい。			
	お申込み金額	旅行代金	お申込み金額	旅行代金	
お申込み金額	30,000円未満	6,000円	お申込み金額	60,000円未満	12,000円

《銀行振込先》北洋銀行 本店 (普) 1737465 口座名:(株)シービーツアーズ  
 ※振込手数料はお客様のご負担となります。

## 旅行条件【要旨】

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読み下さい。詳しい旅行条件を説明した書面をご用意していますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条4に定める契約書面の一部となります。

この旅行は(株)シービーツアーズ(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行条件は、下記に示すほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表を称する確定書面及び当社旅行業務取扱型企画旅行契約の約款によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期  
 (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込み金を添えてお申込みください。お申込み金は、旅行代金お支払の原差引させていただきます。  
 (2) 電話、郵便、ファックスでの申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨を電話、大翌日から起算して3日以内に申込書の提出とお申込み金の支払いをさせていただきます。  
 (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込み金を受領したときに成立するものとします。  
 (4) お申込み金(お一人様)

旅行代金	お申込み金	旅行代金	お申込み金
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	代金の20%
10万円未満	20,000円		

●団体・グループの契約について  
 (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行の申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有するものとします。  
 (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。  
 (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。  
 (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

●旅行代金のお支払い  
 旅行代金は旅行出発日の前日から起算して13日目に当たる日より前(お申込みが簡略の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の都合により旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からの申し出がない限り、お客様の承諾日となります。

●旅行代金の適用  
 (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上のお方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用のコースは満3歳以上)12歳未満のお方は子ども代金となります。

●旅行内容の変更  
 当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当該旅行に与える影響を理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

●旅行代金の変更  
 前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことに伴う変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

●取消料  
 (1) 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お一人様)
1) 21日目に当たる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無 料
2) 20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から起算して10日目(3～6を除く)の解除	旅行代金の20%
3) 7日目(日帰り旅行にあっては4～6を除く)に当たる日以前の解除	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

●貸切船泊を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページに記載する取消料によります。  
 ※当社の責任とされない各種ローンの取上の事由に基づき、お取消になる場合も上記取消料をお支払いいただきます。  
 ※お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程の一部の変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。

(2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除すること

ができます。  
 ① 契約内容の重要な変更が行われたとき  
 ② 前項に基づき旅行代金が増額設定されたとき  
 ③ 不可能となったとき、または、そのおれれが極めて大きいとき  
 ④ 当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき  
 ⑤ 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき  
 ●当社による旅行契約の解除及び旅行中止  
 (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。  
 (2) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。  
 ① お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき  
 ② お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき  
 ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき  
 ④ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき  
 ⑤ お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき  
 この場合は、旅行開始日の前日から起算して最少催行人員に満たない日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止の通知を行います。  
 (3) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおれれが極めて大きいとき  
 ① 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社が関し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおれれが極めて大きいとき  
 ●旅行代金に含まれるもの  
 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないきざりエコノミークラス)、宿泊費、食費、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻ししません。  
 (コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含まれません。)

●添乗員等  
 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行します。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は、日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。  
 ●当社の責任及び免責事項  
 (1) 当社は旅行契約の期日をもって、当社の故意または過失によりお客様

に損害を与えたときは、お客様が被った損害について賠償いたします。  
 (2) 手荷物について生じた(1)の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます。)として賠償いたします。  
 ●特別補償  
 当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に限った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金をお支払いします。  
 ・死亡補償金:1500万円  
 ・入院見舞金:2～20万円  
 ・通院見舞金:1～6万円  
 ・携行品損害補償金:お客様1名につき～15万円(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

●国内旅行保険への加入について  
 ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを拒否するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込日の販売店にお問い合わせください。  
 ●個人情報の取扱いについて  
 当社及び販売店は、旅行申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との旅行のために利用させていただきます。ほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそのサービスの受領のための手段に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店は、  
 ① 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内  
 ② 旅行参加後のご意見やご感想の提供をお願い  
 ③ アンケートのお願い  
 ④ 特典サービスの提供  
 ⑤ 統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。  
 ●旅行条件・旅行代金の基準  
 この旅行条件は2014年2月1日基準としております。また旅行代金は2014年2月1日現在の有効な運賃・規程を基準として算出しています。

北海道知事登録旅行業 第2-470号・JATA正会員

旅行企画 実施 **BT** 北海道中央バスグループ **株式会社 シービーツアーズ** 予約センター TEL.011-221-0912

本社 TEL.011-221-1122 札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バスターミナル2F  
 営業時間/平日9:00～17:30・土曜9:00～14:00(日祝定休)  
 ※総合旅行業務取扱管理者/井瑞博一

滝川営業所 TEL.0125-26-1188 滝川市栄町4丁目9番1号中央バス滝川ターミナル1F  
 営業時間/平日9:00～18:00・土曜9:00～14:30(日祝定休)  
 ※総合旅行業務取扱管理者/本間宏之

FAXお申込み24時間受付中 **FAX.011-221-0117**

日帰りツアーの一部商品はインターネット予約ができます!

cbt 旅  検索

http://www.cb-tours.com

FAX用紙に  
 1.コース名  
 2.出発日(第一希望・第二希望)  
 3.代表者および参加者全員のお名前・年齢・郵便番号・住所・連絡先をご記入ください。  
 ※満席でお受けできない場合もございます。予約のご回答は営業時間内にさせていただきます。

●お申込み・お問い合わせは

総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

2014.02 30,000sp